

改定後	改定前
<p>マイ・ペイすリボ会員特約 第2条（カード利用代金の支払区分） （略）</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、個人会員規約第31条または法人「f」会員規約第34条にかかわらず、指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。<u>なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなしません。</u></p>	<p>マイ・ペイすリボ会員特約 第2条（カード利用代金の支払区分） （略）</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、個人会員規約第31条または法人「f」会員規約第34条にかかわらず、指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。</p>
<p>第5条（マイ・ペイすリボの設定） マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す<u>場合があります</u>。</p>	<p>第5条（マイ・ペイすリボの設定） マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消すものとします。</p>
<p>&lt;お支払い例（指定金額1万円の場合）&gt; （略） ◆第2回（11月10日）お支払い （略） ③弁済金…10,082円（①82円+②10,000円） （略）</p>	<p>&lt;お支払い例（指定金額1万円の場合）&gt; （略） ◆第2回（11月10日）お支払い （略） ③弁済金…10,082円（①82円+10,000円） （略）</p>